

## やまなし二拠点居住拠点整備推進事業費補助金募集要項

### 1 趣旨

この補助金は、「やまなし二拠点居住拠点整備推進事業費補助金交付要綱」に基づく事業として補助金を交付し、県内でのサテライトオフィス等の普及を図るものである。

### 2 サテライトオフィス等の定義

県外に本社や本部等を有する企業・団体が、単独もしくは複数でテレワークを可能とするサテライトオフィスとする。

なお、入居者同士の交流や地域住民による利用を可能にする次のスペースを設ける場合、施策効果の向上に資するものとして補助事業の中で設置可能とする。

- イ 共用会議室
- ロ コワーキングスペース、シェアオフィス
- ハ 共有スペース
- ニ 休憩スペース など

### 3 申請できる事業（補助事業）について

補助金交付要綱第4条に加え、次の点に留意すること

- (1) 事業実施予定日及び事業の着手となる経費の支払いが、県からの交付決定日以降であること。
- (2) 事業の実績報告の提出期限である3月10日までに、事業実施及び事業費の支払いが完了する見込みであること。

### 4 申請方法

補助を受けようとする市町村、非営利法人は、以下の書類を知事に提出すること

- (1) 申請書：やまなし二拠点居住拠点整備推進事業費補助金交付申請書  
※申請に当たって必ず事前に事業の相談を行うこと。
- (2) 申請期日：随時募集（スケジュールなど注意の上申し込みを行うこと）

### 5 その他

対象となる経費等について別紙「補助金対象経費一覧」を確認し、申請に当たっては「やまなし二拠点居住拠点整備推進事業費補助金交付要綱 Q&A」を確認の上申請を行うこと。

### 6 問い合わせ先

山梨県リニア未来創造交通局 二拠点居住推進課 移住・二拠点居住担当  
住 所：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1  
電 話：055-223-1850 / F A X：055-223-1320  
電子メール：nikyoten@pref.yamanashi.lg.jp